

## 第2章 品川区におけるバリアフリー計画の趣旨

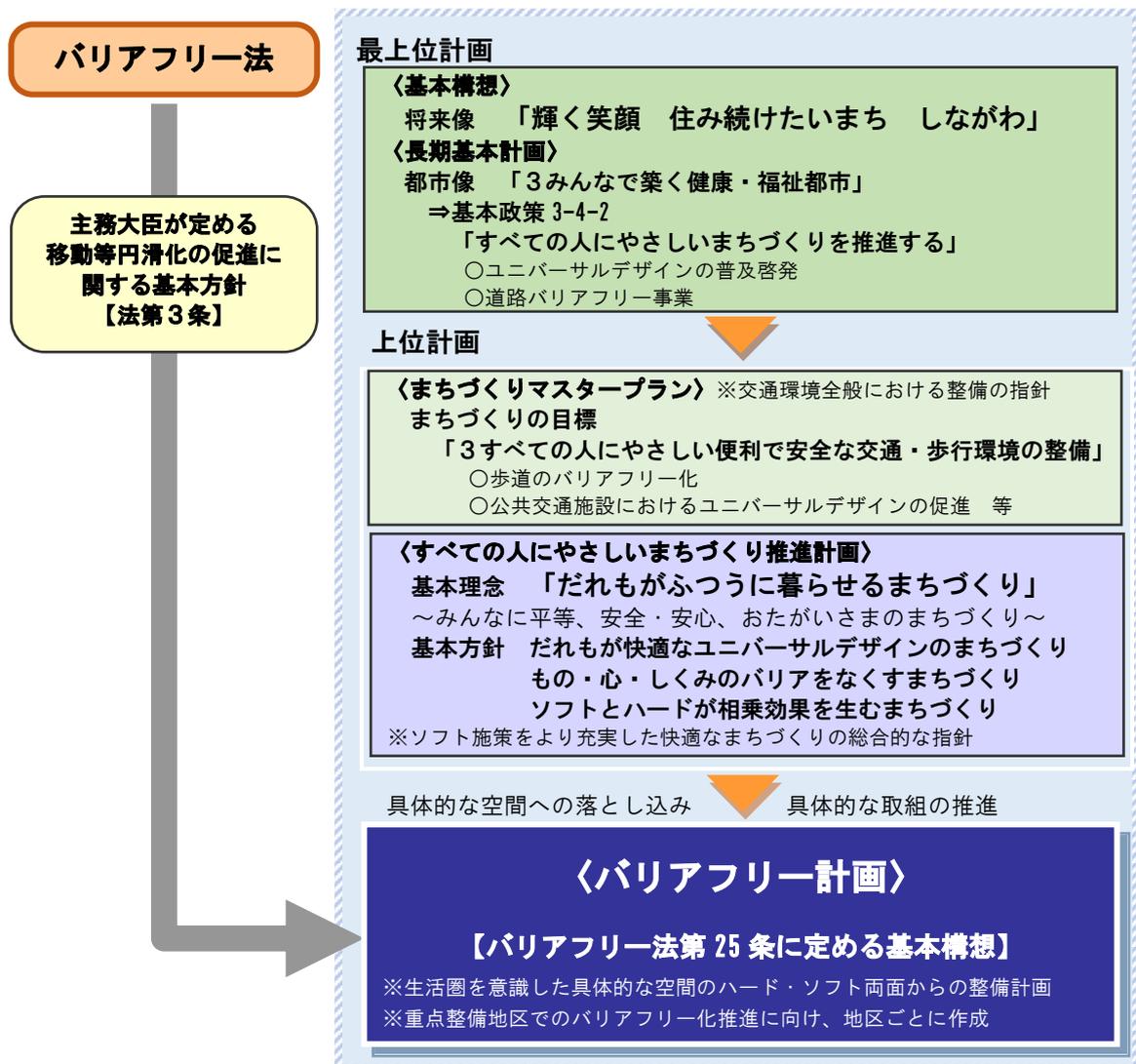
### 1 目的と位置づけ

#### (1) 目的

今後の高齢化の進行や、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした国際都市としての発展を見据え、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進することを目的とします。

#### (2) 位置づけ

品川区の最上位計画である基本構想・長期基本計画や、上位計画であるまちづくりマスタープランやすべての人にやさしいまちづくり推進計画に示されている内容を踏まえ、バリアフリー法第25条に定められている基本構想として、バリアフリー法第3条の「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、移動円滑化基本方針）」に基づき策定するものです。



### (3) 計画で定める事項

バリアフリー計画においては、以下の事項を定めます。

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
2. 重点整備地区の位置・区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

本計画は、品川区初のバリアフリー計画として、大井町駅周辺地区を重点整備地区に設定し、上記の計画に定める具体的な事項については、本計画の中で以下のように示しています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針  
→「第3章1(3) 大井町駅周辺地区の選定理由」(16～19 ページ)  
「第4章2 目標年次」(39 ページ)
2. 重点整備地区の位置・区域  
→「第3章1(2) 本計画で定める重点整備地区」(15 ページ)
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項  
→「第3章2(2) 生活関連施設の設定」(21～22 ページ)  
「第3章2(3) 生活関連経路の設定」(23 ページ)
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項  
→「第4章3 特定事業とその他の事業」(40～43 ページ)
5. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項  
→「第4章4 ソフト施策」(44～45 ページ)

### (4) 品川区におけるバリアフリー計画の今後の展望

品川区では、重点的にバリアフリー化を推進する地区（重点整備地区）を順次設定し、当該地区のバリアフリー計画を策定することで、着実なバリアフリーの推進を図ります。

本計画に基づく「大井町駅周辺地区」での取組状況や効果等を踏まえつつ、将来的には複数の地区において計画を策定し、それぞれの地区との連携を図りながら、区全体のバリアフリー化の推進を展開させていきます。

また、策定した計画についても、必要に応じて見直しを行うことでスパイラルアップを図り、継続した取組を進めていきます。

## 2 基本目標と基本方針

バリアフリー化を進めるためには、基本構想や上位計画におけるバリアフリーに関する考え方を踏まえたうえで、区民・事業者・区などの各主体が目標を共有し、一丸となって取り組む必要があります。

そのため、以下に示す基本目標を掲げるとともに、その目標を達成するための基本的な方針を設定します。

### (1) 基本目標

**「すべての人にやさしい**

**安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」**

本計画では、安全で歩きやすい歩道や通路の整備、人々の生活に特に関わりの深い施設におけるユニバーサルデザインの推進、施設ごとのアクセス環境の整備、困っている人がいたら助けあえる関係性の構築などにより、徒歩や車いす、ベビーカーをはじめとするすべての人にやさしい、安全で、だれもが安心して快適にゆったりと回遊できるまちなかを実現することを基本目標とします。



## (2) 基本方針

### 1) 区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取組の推進

まずは、不特定多数の人が訪れる区内の拠点となる地区などから面的な整備を実施し、その成果や課題をフィードバックしながら、段階的・継続的に周辺地区へと取組を広げ、将来的には、区全域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化により、すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかを実現することをめざします。

また、バリアフリー化を推進するとともに、新たに整備する施設等についてはユニバーサルデザインの考え方を基本とします。

### 2) 区民・事業者等との協働による取組の推進

面的なバリアフリー化を進めるためには、区だけでなく、道路や公共施設を管理する国や東京都などの行政機関、民間施設の管理を行う民間事業者など、関係するすべての主体の積極的な取組が必要です。

また、整備された空間をすべての人が利用しやすくするためには、利用する人、一人ひとりの協力も必要になります。

そのため、区民・事業者・区・その他行政機関などのすべての主体の協働による取組を推進します。

### 3) 心のバリアフリーの推進

駅や建物、道路などのハード面のバリアフリー化をいかに進めようと、すべての人にとって完全にバリアフリーな空間を作り出すことはできません。だれもが安心して暮らせる真にバリアフリー化されたまちの実現には、その空間を利用する人々が、互いを理解し、尊重し、支えあえる関係を形成することが非常に重要となります。

そのため、既に取り組んでいる支えあいのまちづくりのための「おたがいさま運動」をさらに強化し意識啓発に努めるとともに、支えあいのまちづくりにつながる区民や事業者など各主体の自発的な取組を積極的に支援し、「心のバリアフリー」を推進していきます。



おたがいさま運動の普及啓発